

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、広島・長崎への原爆投下という未曾有の慘禍を経験した、唯一の戦争被爆国として、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として掲げ、平和国家として歩んできた。

この理念は、国民の生命と安全を守り、国際社会の平和と安定に寄与するための揺るぎない基盤である。

精華町は、昭和62年に「精華町非核・平和都市宣言」を行い、被爆国である日本の自治体の一つとして、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に寄与する姿勢を明確にしてきた町である。

また、けいはんな学研都市の中核として、多様な研究機関や大学、文化施設が立地し、次代を担う子供たちの学びの場が数多く存在する。これら「知の拠点」は、平和で安全な社会があってこそ成立するものであり、核兵器の存在はその根幹を揺るがすものである。

近年、国際情勢の緊張化や核軍縮・不拡散体制の揺らぎなど、世界の安全保障環境は不透明さを増している。こうした時代だからこそ、我が国が非核三原則を堅持し、核兵器の非人道性と廃絶の必要性を国際社会に強く訴え続けることは唯一の被爆国としての責務であるため、以下のとおり強く求める。

- 1 非核三原則を揺るぎない国是として明確に堅持すること。
- 2 被爆国としての責務を踏まえ、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向け、国際社会に対して積極的に役割を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月18日

京都府精華町議会
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣